

栃木県外の医療機関で妊産婦および1か月児健康診査を受けるとき

下野市の委託医療機関以外（栃木県外の医療機関）で妊産婦健診、1か月児健診を受ける場合、医療機関窓口での健診費用は全額自己負担となりますので、妊産婦及び1か月児健康診査助成金の申請をしてください。申請方法は次のとおりです。

申請方法

- 下野市の「妊婦健康診査受診票」、「産後2週間・産後1か月健康診査受診票」、「1か月児健康診査受診票」を医療機関に提出し、妊婦健診を受けてください。
(受診結果を医療機関で記入してもらってください。)
- 健診費用を直接、医療機関に支払い、領収書を受け取ってください。



次の関係書類を添付し、最終の健診を受けてから1年以内に妊産婦及び1か月児健康診査助成金の申請をしてください。

- 妊婦健康診査受診票（結果が記載されていることが必要です。）
- 産後2週間・産後1か月健康診査受診票（結果が記載されていることが必要です。）
- 1か月健康診査受診票（結果が記載されていることが必要です。）

※1か月健康診査は令和6年4月1日以降に出生した乳児が対象です。

- 領収書の原本（必要があれば、原本確認後お返しします。）
- 妊産婦及び1か月児健康診査助成金交付申請書（口座の記入も必要です。）

助成上限額は下記のとおりです。

※限度額を超える場合は自己負担となります。

受診票回数		助成金額
妊婦健康診査	1回目	20,000円を上限とし、妊婦健康診査に要した額
	9回目	11,000円を上限とし、妊婦健康診査に要した額
	11回目	9,000円を上限とし、妊婦健康診査に要した額
	上記以外	各回5,000円を上限とし、妊婦健康診査に要した額
産婦健康診査(2回)		5,000円を上限とし、産後2週間・産後1か月健康診査に要した額
1か月児健康診査		5,000円を上限とし、1か月児健康診査に要した額

◆問い合わせ及び申請先

下野市 こども家庭センター すこやか親子グループ ☎0285-32-8921
〒329-0492 下野市笹原 26番地(下野市役所1階)